

福岡県内で使用済みプラスチックリサイクル施設を整備し、事業を行う方へ

令和4年度福岡県使用済みプラスチックリサイクル施設整備費補助金の御案内

福岡県では、使用済みプラスチックの減量化や有効利用を図るため、使用済みプラスチック*のリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助する制度を令和2年度から実施しています。

なお、平成17年度から実施している産業廃棄物を対象とした「福岡県リサイクル施設整備補助金」については、本事業とは別に実施します。

※使用済みプラスチック：産業廃棄物、一般廃棄物及び有価物を含む。

■ 補助を利用できる方

- ① 県内の事業者で、県内で新たに施設を整備（新設又は改造）し、リサイクル事業を行おうとする方
- ② 廃棄物処理法第7条第5項第4号イから又又は14条第5項第2号イからへの各規定に該当しない方
- ③ 県税の滞納等がない方
- ④ 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがある方
(他の要件、詳細はお問い合わせください。)

■ 補助の要件

- ① 施設の中核的技術やリサイクルシステム等において先導性を有し、他のモデルとなること。
〔例〕：プラスチックを樹脂の種類別に分別、マテリアルリサイクル など
- ② リサイクル、減量化効果が高く、県内への波及効果が見込めるもの。
- ③ 焼却施設等プラスチックの処理、処分を主たる目的とするものでないこと。
- ④ 混合物の単純な選別を目的とするものでないこと。
- ⑤ 施設整備完了後、速やかに事業化できるものであること。
(他の要件、詳細はお問い合わせください。)

■ 補助の内容

補助率・補助額

| リサイクル対象物 | 使用済みプラスチック | 産業廃棄物 (参考、既存事業) |
|----------|--|--------------------|
| 補助率 | 補助対象経費の 1/2以内 | 補助対象経費の 1/3以内 |
| 補助上限額 | 4,000万円以内 ※ただし、産業廃棄物のリサイクルを行わない場合は 2,500万円 | 3,000万円以内 |

補助対象経費

- ① 本工事費 ②付帯工事費 ③機械器具費など

その他

- ・補助事業は、補助金の交付決定後に着手し、令和5年3月31日までに完了することが必要です。
- ・補助金の支払いは、補助事業終了後、原則として精算払いとなります。
- ・採択件数 予算の範囲内で1件程度

■ 事業計画書の受付期間

令和4年4月25日（月）から5月13日（金）まで（9:00～17:00）〈直接持参〉

※ 申請前日までに受付日時の予約をお願いします。

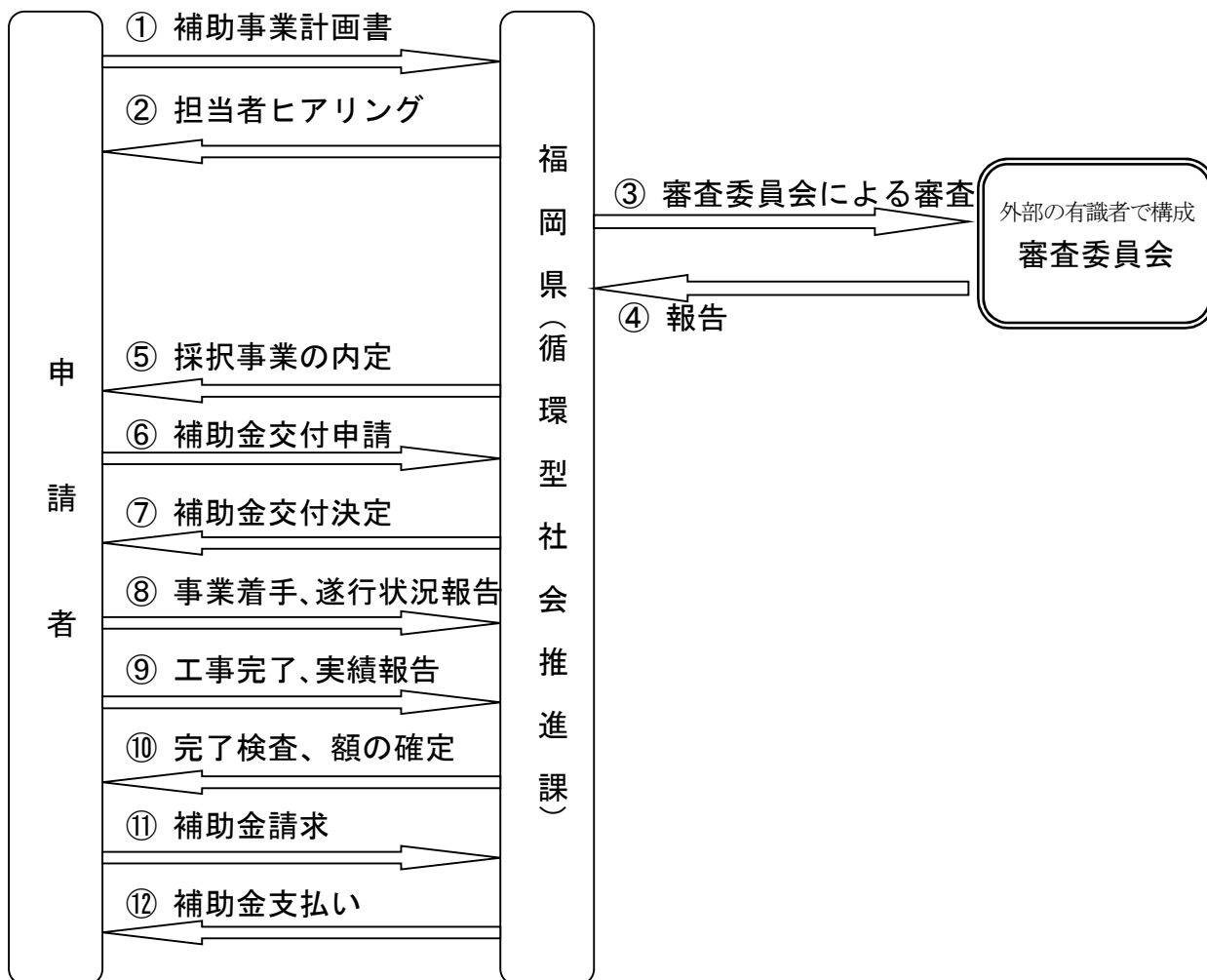
※ 要件への適合状況等については受付期間外であっても御相談ください。

■ 申請の手続き

補助事業計画書に必要書類を添えて提出してください。

※ 施設の規模によって、廃棄物処理法上の許可が必要となる場合がありますので、必ず事前に関係の廃棄物担当部局と協議した上で計画書を提出してください。

※ 計画書の様式は県のホームページからダウンロードできます。



*詳細は県ホームページに掲載しています。

◆問合せ先◆

福岡県環境部循環型社会推進課リサイクル係

TEL (092) - 643 - 3372 Fax (092) - 643 - 3377

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pla-shisetu.html>

E-mail: recycle@pref.fukuoka.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



12 つくる責任
つかう責任

